

倫理綱領

我々会員は、常に高邁な人格の養成と、最高の知識と技術の保持に努め、会員が一致協力して栃木県の家畜改良増殖に貢献することを誓う。

1. 道義

会員は、家畜人工授精による繁殖の業務が畜産業の原点であることに誇りを持ち、絶えず人格を陶冶してこの業の社会的地位向上に努めなければならない。

いやしくも人道に悖る行為や、業務に係わる諸法規に反する行為があってはならない。

2. 団結

会員は、常に協調を旨とし親睦を厚くし、一致協力して内外の障壁を克服してこの会の発展に努め、いささかも排他・独善的となり和を乱すがごとき行為があってはならない。

3. 研修

会員は、常に技術を研鑽して受胎率の向上に努めると共に、最新の知識を修得して家畜改良と登録・家畜飼養管理技術等の指導を行って、家畜飼育者よりの信頼を高めることに尽力しなければならない。

4. 報酬

業務に関する料金は、授精業務に携わる者の経済的補償を確保できる適正妥当な報酬でなければならない。

いたずらに低額にしたり、もしくは高額を請求するが如き事があってはならない。

栃木県家畜人工授精師協会

平成3年12月6日制定